





(施行期日)  
 第一条 この省令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日(平成二十五年三月一日)から施行する。

附則(平成二五年五月一日国土交通省令第三一号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、二千六年の海上の労働に関する条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則(平成二六年一月一〇日国土交通省令第一号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則(平成二六年一月二二日国土交通省令第六号)抄

(施行期日)  
 1 この省令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則(平成二六年二月二七日国土交通省令第三号)抄

(施行期日)  
 1 この省令は、総合特別区域法の一部を改正する法律(平成二五年法律第五十三号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二六年三月三十一日)から施行する。

附則(平成二六年一月二二日国土交通省令第九〇号)

この省令は、マンシヨンの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成二六年十二月二十四日)から施行する。

附則(平成二七年一月二九日国土交通省令第五号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律(平成二六年法律第五十四号)以下「改正法」という。)の施行の日(平成二七年六月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)  
 第二条  
 4 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二八年二月二九日国土交通省令第一〇号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、建築基準法の一部を改正する法律(平成二六年法律第五十四号)以下

「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(平成二八年六月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

附則(平成二八年八月三二日国土交通省令第六三号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条及び附則第三条の規定は、平成二八年十一月一日から施行する。

附則(平成二九年九月二九日国土交通省令第五五号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(平成二九年十月一日)から施行する。ただし、第七条の改正規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則(平成三〇年六月一五日国土交通省令第四九号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、海上運送法及び船員法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第三条の改正規定は、改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則(平成三〇年二月二六日国土交通省令第九〇号)抄

(施行期日)  
 1 この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成三一年九月一日)から施行する。

附則(平成三一年二月一五日国土交通省令第四号)

この省令は、平成三一年四月一日から施行する。

附則(平成三一年三月二六日国土交通省令第二二号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、附則第二条から第十四条中国土交通省組織規則(平成十三年国土交通省令第一号)附則第八条の次に一条を加える改正規定及

び附則第十五条中地方運輸局組織規則(平成十四年国土交通省令第七十三号)附則第三条の次に十一号を加える改正規定は、法附則第一条第二号の政令で定める日(平成三十一年四月一日)から施行する。

附則(令和二年八月三二日国土交通省令第七二号)

この省令は、令和二年十月一日から施行する。

別表第一(第三条及び第四条関係)

船舶安全法(昭和八年法律第十一号)	第五十三条第一項及び第二十五条の五十九(これらの規定を第二十五条の六十八、第二十五条の七十、第二十八条第七項及び第二十九条の第三項において準用する場合を含む。)
船員法(昭和二十二年法律第九号)	第五十八條の二、第六十七條第三項、第九十條の九第一項及び第九十條の十七
船員職業安定法(昭和二十三年法律第三十三号)	第三十八條(第四十條第四項において準用する場合を含む。)、第七十七條第二項及び第八十六條第二項
建設業法(昭和二十四年法律第九号)	第二十六條の十二第一項(第二十七條の三十二において準用する場合を含む。)
水先法(昭和二十四年法律第二十一号)	第二十一條第一項及び第二十五条(これらの規定を第三十二條において準用する場合を含む。)
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)	第五十一條の十二第一項
屋外広告物法(昭和二十四年法律第八十九号)	第二十条第一項

国際観光ホテル整備法(第二十五条及び第二十九(昭和二十四年法律第一項二百七十九号))

建築基準法(昭和二十年第八十九條第二項五年法律第二一〇号)

建築士法(昭和二十五條第二十四條の三第二項年法律第二二〇号)

港湾法(昭和二十五年第五十六條の二の十第一項及び第五十六條の二の十六)

海事代理士法(昭和二十六年第二十一條第一項及び第十六年法律第三十二條第二項)

船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四十九号)	第十七條の八第一項及び第十七條の十二(これらの規定を第十七條の十七、第十七條の十九、第二十三條の二十八及び第二十三條の三十において準用する場合を含む。)
道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十三号)	第九十一條第一項及び第九十四條の六第一項及び第二項、第九十六條の十第一項並びに第九十六條の十四(第九十六條の十九において準用する場合を含む。)
気象業務法(昭和二十七年法律第六十五号)	第三十二條の十第一項及び第三十二條の十五において準用する第二十四條の十三
宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)	第十七條の十一第一項
道路法(昭和二十七年法律第八十号)	第四十七條の二第六項
航空法(昭和二十七年法律第二三十一号)	第五十八條第一項並びに第五十九條第三号及び第四号(航空法施行規則(昭和二十七年運輸省令第五十六号)第四百四十四條の二第一項第二号から第四号までに掲げるものに限る。)



旅客自動車運送事業運 輸規則（昭和三十一年三 項、第二十八條の二第 二項並びに第三十七條第 一項及び第二項）	の四及び第八十四條の四 において準用する場合を 含む。）並びに第四條の十 八第一項及び第二項（こ れらの規定を第九條の七 の四及び第八十四條の四 において準用する場合を 含む。）
宅地建物取引業法施行 規則（昭和三十一年建 設省令第十二号）	第十條の十一、第十四項及び 第二十六條第三項
危険物船舶運送及び貯 蔵規則（昭和三十一年百 三十五條第二項）	第三十三條第四項及び第二 項
船舶に乗り組む医師及 び衛生管理者に関する第 四條の十四第一項及び 省令（昭和三十七年運 輸省令第四十三号）	第十九條第一項並びに第 十七年運輸省令第四十二 條第一項及び第二 七号）
指定自動車整備事業規 則第十三條の八第一項及 び（昭和三十七年運輸 省令第四十九号）	第十三條の八第一項及び 第二十三條の十三
船舶安全法施行規則第 四十六條第四項、第五 （昭和三十八年運輸省 令第四十一号）	第四十六條第四項、第五 の五第三項、第六十一條 の五第三項、第六十一條の 二第一項、第六十一條の三 第一項及び第六十二條第 一項
船員労働安全衛生規則 （昭和三十九年運輸省 令第五十三号）	第八十四條第一項（第九 十一條の六及び第九十六 條において準用する場合 を含む。）並びに第八十九 條第一項及び第二項（こ れらの規定を第九十一條 の六及び第九十六條にお いて準用する場合を含 む。）

特殊貨物船舶運送規則 （昭和二十九年運輸省 令第六十二号）	第十九條第二項
河川法施行規則（昭和 四十年建設省令第七 号）	第二十七條の十一、第一 項及び第二十七條の十五 第四項（これらの規定を第 二十七條の二十一（第三 十八條の四において準用 する場合を含む。）及び第 三十八條の四において準 用する場合を含む。）
小型船造船業法施行規 則（昭和四十一年運輸 省令第五十四号）	第二十九條第一項並びに 第三十四條第一項及び第 二項
海洋汚染等及び海上災 害の防止に関する法律第 十二條の二の十四第一 項（昭和四十一年運輸 省令第五十四号）	第十二條の二の十四第一 項（昭和四十一年運輸省 令第五十四号）
旅行業法施行規則（昭 和四十六年運輸省令第 六十一号）	第三十七條の六第三項 及び第四十六條第二十四 條第三項及び第二十七條 第三項
船舶安全法の規定に基 づく事業場の認定に関 する規則（昭和四十八 年運輸省令第四十九 号）	第八條第四項、第二十四 條第三項及び第二十七條 第三項
国土交通省関係化学物 質の審査及び製造等の 規制に関する法律施行 規則（昭和四十九年運 輸省令第二十四号）	第一条第二項及び第三項
船内における食料の支 給を行う者に関する省 令（昭和五十年運輸省 令第七号）	第十四條第一項並びに第 十九條第一項及び第二項
海洋汚染等及び海上災 害の防止に関する法律第 三項及び第二十八條 の規定に基づく事業場 の認定に関する規則	第八條第四項、第二十四 條第三項及び第二十八條 第三項

（昭和五十八年運輸省 令第四十号）	船舶機関規則（昭和五 十九年運輸省令第二十 八号）	第一百一條の二 第十條第五項
（昭和五十八年運輸省 令第四十号）	浄化槽工事業に係る登 録等に関する省令（昭 和六十年建設省令第六 号）	第十條第五項
（昭和六十二年運輸省 令第六号）	鉄道事業法施行規則第 二十四條の十第一項並 びに第二十四條の十五 第一項及び第二項	第二十四條の十第一項並 びに第二十四條の十五第 一項及び第二項
（平成二年運輸省令第 二十二号）	貨物自動車運送事業輸 送安全規則（平成二年 運輸省令第二十二号）	第九條の三第四項（第三 十四條において準用する 場合を含む。）並びに第 九條の五第一項及び第二 項（これらの規定を第三 十四條において準用する 場合を含む。）
（平成二年運輸省令第 二十六号）	船員の雇用の促進に関 する特別措置法施行規 則（平成二年運輸省令 第二十六号）	第二十二條第二項
（平成五年運輸省令第 十八号）	国際観光ホテル整備法 施行規則（平成五年運 輸省令第三号）	第十一條第二項（第十八 條において準用する場合 を含む。）
（平成十二年運輸省令 第三号）	国土交通大臣の所管に 属する公益信託の引受 けの許可及び監督に関 する規則（平成十二年 運輸省令第三号）	第二十八條
（平成十三年運輸省令 第十号）	マンションの管理の適 正化の推進に関する法 律施行規則（平成十三 年国土交通省令第十 号）	第八十七條第五項
（平成十五年運輸省令 第二十五号）	気象測器検定規則（平 成十四年国土交通省令 第二十五号）	第三十五條第二項
（平成十五年運輸省令 第二十五号）	船舶安全法及び船舶職 員法の一部を改正する 法律附則第三條に規定 する経過措置に関する 規則	第一条において準用する 船舶職員及び小型船舶操 縦者法施行規則第三條の 第三項

省令（平成十六年国土 交通省令第八号）	国際航海船舶及び国際 港湾施設の保安の確保 第四條第四項（第六十二 條等に関する法律施行 規則第三項において準 用する場合を含む。）
（平成十六年国土交通 省令第二号）	屋外広告物法施行規則 第七條第四項
（平成十六年国土交通 省令第二号）	登録水先人養成施設及 び登録水先免許更新講 習に関する省令（平成 十八年国土交通省令第 九十二号）
（平成十六年国土交通 省令第二号）	別表第二（第五條及び 第六條関係）
船舶安全法	第二十五條の五十九（第 二十五條の六十八、第 二十五條の七十五、第 二十八條第七項及び第 二十九條の三第三項に おいて準用する場合を 含む。）
船員法	第五十八條の二、第六 十七條第三項及び第六 十條の二十七
船員職業安定法	第三十八條（第四十條 第四項において準用す る場合を含む。）、第 七十七條第一項及び第 八十六條第一項
水先法	第二十五條（第三十二 條において準用する場合 を含む。）及び第五十四 條（第五十八條におい て準用する場合を含む。）
国際観光ホテル整備法	第二十五條
建築士法	第二十一條第一項
港湾法	第五十六條の二の十六
海事代理士法	第二十一條第一項
船舶職員及び小型船舶 操縦者法	第十七條の十二（第十七 條の十七、第十七條の 十九、第二十三條の三 十において準用する場合 を含む。）
道路運送車両法	第九十一條第一項、第 九十四條の六第一項及 び第九十六條の十四（ 第九十六條の十九にお いて準用する場合を含む。）



大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進並びに特別項、第十九条第一項、第二十条措置法施行規則並びに第四十四条第一項（昭和五十年建設省令第二十号）	船舶機関規則 第一百一条の二	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則	鉄道事業法施行規則 第二十四条の十五第一項	貨物自動車運送事業輸送安全規則 第九條の三第一項（第三十四条並びに第九條の五第一項及び第二項（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）	船員の雇用の促進に関する特別措置法施行規則 第二十条第一項	国際観光ホテル整備法施行規則 第十一條第一項（第十八條における防災街区の第一項、第八十條並びに第九十條の促進に関する法律施行規則（平成九年建設省令第十五号）	マンシヨンの管の適正化の推進に関する法律施行規則 第八十七條第五項	マンシヨンの建設等の円滑化に関する法律施行規則（平成十年国土交通省令、第十一條第一項、第十二條第一項、第十三條第一項及び第三十三條第一項及び第六十四條
--	----------------	---	-----------------------	--	-------------------------------	--	-----------------------------------	---

国際航海船舶及び第七條第四項及び第五十四條第一項の保安の確保等に関する法律施行規則	別表第三（第八條及び第九條関係）	船舶安全法 第二十五條の五十三第二項（第二十五條の六十八、第二十五條の七十、第二十八條第七項及び第二十九條の三第三項において準用する場合を含む。）	建設業法 第一百條の十九第二項	船員法 第二十六條の十二第二項（第二十七條の三十二において準用する場合を含む。）	水先法 第二十一條第二項（第三十二條において準用する場合を含む。）及び第五十四條（第五十八條において準用する場合を含む。）	測量法 第五十一條の十二第二項	屋外広告物法 第二十九條第二項	国際観光ホテル整備法 第五十六條の二の十第二項	港灣法 第十七條の八第二項（第十七條の十七、第十七條の十九、第二十三條の二十八及び第二十三條の三十において準用する場合を含む。）	気象業務法 第三十二條の十第二項	宅地建物取引業法 第十七條の十一第二項	旅行業法 第十二條の二十第二項	土地区画整理法 第八十四條第二項及び第八十八條第二項	内航海運組合法 第三十七條第四項、第三十八條第四項及び第三十九條（これらの規定を第五十五條（第五十八條において準用する場合を含む。）及び第五十八條において準用する場合を含む。）並びに第四十一條（第五十八條において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百八十九條第四項
---	------------------	---	-----------------	--	---	-----------------	-----------------	-------------------------	--	------------------	---------------------	-----------------	----------------------------	--

住宅地区改良法 第三十條第二項	日本勤労者住宅協会法 第三十條第三項及び第三十六條第三項	都市再開発法 第八十三條第一項及び第三百三十四條第三項	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 第九條の十四第二項並びに第九條の十五第三項（第十九條の三十第三項及び第十九條の四十六第三項において準用する場合を含む。）、第十九條の四十九第三項及び第四十三條の九第二項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第二項	積立式宅地建物販売業法 第三十七條第四項	大都市地域における住宅及び住地区画整理法第八十四條第二項	宅地の供給の促進に関する特別措置法 第八十八條第二項	船舶安全法及び船舶職員法及び小型船舶操縦者法を改正する法律 第十七條の八第二項	船舶職員及び小型船舶操縦者法 第七十二條第四項、第七十三條の四及び第八十二條第一項において準用する同法第八十八條第二項	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 第二十七條の八第二項	住宅の品質確保の促進等に関する法律 第十八條第二項（第二十五條第六十一條第三項において準用する場合を含む。）	大深度地下の公的利用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号） 第十二條第二項	マンシヨンの管の適正化の推進に関する法律（第六十條の二において準用する場合を含む。）	マンシヨンの建設等の円滑化に関する法律 第九十五條第二項及び第五十條第二項
-----------------	------------------------------	-----------------------------	--	----------------------	------------------------------	----------------------------	---	---	--------------------------------------	--	---	--	---------------------------------------

国際航海船舶及び第二十條第七項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第三項	船舶の再資源化に関する法律 附則第六條第三項において準用する第三十條第三項において準用する船舶安全法第二十五條の五十三第二項	船員法施行規則 第七十七條の六の九第二項（第七十七條の六の二十一、第七十七條の六の二十六及び第七十七條の六の六において準用する場合を含む。）	建築士法施行規則 第十七條の二十七第二項	建築基準法施行規則 第三條の二十二第二項（第六條の十、第六條の十二、第六條の十四及び第六條の十六において準用する場合を含む。）	自動車整備士技師法 第六條の九第二項	道路運送車両法 第三十六條の九第二項	船舶職員及び小型船舶操縦者法 第七條の四及び第八十四條の四において準用する法律 第四條の九第二項	医師及び衛生管理者に関する省令 第十九條第二項	救命艇手規則 第十三條の八第二項	事業規則 第八十四條第二項（第九十一條の六及び第九十六條において準用する場合を含む。）	河川法施行規則 第二十七條の十一第二項（第二十七條の二十一（第三十八條の四）において準用する場合を含む。）及び第三十八條の四において準用する法律 第二十九條第二項	小型船舶造船業法 第二十九條第二項
--	--	--	----------------------	---	--------------------	--------------------	--	-------------------------	------------------	---	---	-------------------

